広陵町選挙管理委員会 委員長 竹井 宗男 様

町会議員 八尾 春雄 同 山田 美津代

## 令和 4 年参議院選挙公報配布に関する実態調査の申し入れ

前略

7月10日投開票された参議院選挙では、早朝から日付の変わる深夜まで業務に精励され、ありがとうございました。開票事務にあたった町職員各位にもねぎらいの言葉を送ります。この選挙では選挙区選挙と比例代表選挙の2つの仕組みがあり、特に比例代表選挙においては、衆議院選挙と異なり、候補者個人名を記入しても所属政党の得票にカウントするということで、開票時間にも相当の影響があることが判明しております。

さらに、これまでも話題になっていますが、投票困難者への援助のあり方や選挙運動への過度の介入など話題になっている事業所もあり、私たちは民主政治の根幹である選挙の実施について、引き続き、民主的で分かりやすく親しみやすい選挙の実施に向けて、一層努力する決意です。

さて、そのような中、有権者の重要な判断材料である選挙公報の配布について、少なくない地域において「結局届かなかった」「届いたが投票日の前日であった」などの苦情が当議員団に寄せられる事態となっています。従来の他の選挙においても未配布はありましたが、従来の選挙で聞き及んでいる件数をはるかに超過していますので、果たして町が委託した業者が、町の意図を十分に理解して仕事をしているのか疑わしい事態になっていると考えます。

このことについて選管事務局員に照会すると「7月3日までに配布されるよう指示している」とお聞きしました。町からの受託業務がきちんと遂行されているかを町自身が確認をして、全町民が選挙をすることに支障のないように務めていただきたいと思います。既に投票日から9日間が経過し、確認がしにくい時期とは思いますが、これからの事もありますので、業者への手配が指示通り行われたかどうか、さらには狭隘な道路やポツンと離れた住宅などにもききちんと届けられているかどうか等の調査を申し入れます。

選挙公報は、公職選挙法第 170 条で次の通り定められています。「選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前二日までに、配布するものとする。」つまり 7 月 8 日の 24 時までに各戸の届けよとの規定になっています。町の HP では「候補者の政見などを知っていただく参考としての選挙公報を投票日の 2 日前(7 月 8 日)までに各家庭にお届けします。もし、お手元に届かないときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。」とありますが、どこまで周知されたかどうかは不明です。

選挙公報が業者委託された経緯は、かつて町県広報及び議会だよりの配布同様に大字や自治会に委託していた時期もありましたが、連絡不備で危うく期限内に届けられなくなりそうなことがあり、それ以降町が業者委託により直接配布する方式に変更になったものと理解しています。

以上よろしくお願いいたします。